

日本原生生物学会一般会計に関する細則

第1条(目的)

この細則は、日本原生生物学会(以下、本学会)の財務および経理、会計に関する基準を定め、収支の状況および財政の状態を明らかにするとともに、業務の円滑な運営と適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

第2条(適用範囲)

この細則は、本学会の会計業務のすべてについて適用する。

第3条(資金の調達)

本学会の事業運営に要する資金は、基本財産および運用財産より生ずる利息収入、会費収入、寄付金収入、事業収入、その他の収入によって調達するものとする。

第4条(会計区分)

本学会の会計は、一般会計及び特別会計に区分する。

2. 事業遂行上、一般会計から区分する必要がある場合は、特別会計を設けて行うものとする。
3. 本学会の経理は、一般会計、特別会計ごとに区分して収支計算を行うものとする。

第5条(責任者)

本学会の会計責任者は会長とする。

2. 本学会の経理責任者は事務局とする。
3. 事務局は金銭の出納、保管の責に任じるための会計担当を置く。

第6条(帳簿等)

本学会は、会計に関する帳簿および伝票により所用の事項を整然かつ明瞭に記録・保存する。

2. 帳簿等の記録、保存については、電子媒体にすることができる。

第7条(予算)

全ての収入および支出は予算に基づいて処理しなければならない。

2. 予算案は、本学会の明瞭な事業計画に基づいて事業年度ごと、会計区分ごとに作成し、評議員会の議を経て、総会の承認を得て確定する。

第8条(金銭)

この規約において、金銭とは現金、預金および振替貯金をいう。

2. 金銭の出納、保管については会計担当がその責に任じる。

第9条(金銭の収納・支払)

金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2. 金銭の支払いについては、最終受取人の署名のある領収証を受け取らなければならない。
3. 銀行振込の方法により支払を行う場合は、振込通知書等をもってこれに代えることができる。

第10条(決算)

本学会事務局は、会計年度終了後すみやかに決算し、収入・支出状況と現在高について会計報告を作成し、会計監事の監査を受けなければならない。

2. 本学会事務局は、監査結果について総会で報告を行い、また適切な手段でそれを会員に周知させなければならない。

第11条(改廃等)

本細則の施行または改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附則

本細則は2020年3月8日から施行する。

本細則は2023年10月20日から改正施行する。